

在香港日系企業数の公表について

1. 在香港日系企業数の公表について

2024年12月17日、香港政府統計処は香港に拠点を置く外国企業（中国本土系企業を含む）の数を公表しました。これによると、外国企業の数では2024年6月3日時点で9,960社、そのうち日本企業は1,430社となり、それぞれ前年から増加しました。新型コロナウイルスが収束し、企業や人が香港に戻ってきていることが統計で裏付けられたと言えます。

なお、過去5年の推移は以下の表の通りとなります。在香港外国企業数及び在香港日本企業数ともに昨年から継続して増加傾向にあり、特に日本企業では現地事務所（LO）が昨年から24社と大幅に増加した結果となりました。

【表1：在香港外国企業数の推移】

(単位：社)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
地域統括本部（RHQ）	1,504	1,457	1,411	1,336	1,410
地域事務所（RO）	2,479	2,483	2,397	2,311	2,410
現地事務所（LO）	5,042	5,109	5,170	5,392	6,140
計	9,025	9,049	8,978	9,039	9,960

【表2：在香港日本企業数の推移】

(単位：社)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
地域統括本部（RHQ）	226	210	212	206	200
地域事務所（RO）	427	423	402	411	420
現地事務所（LO）	745	755	774	786	810
計	1,398	1,388	1,388	1,403	1,430

香港政府統計処「2024年有香港境外母公司的駐港公司按年統計調查報告」から引用

- 地域統括本部（RHQ：regional headquarters）：香港外に親会社があり、親会社に代わって香港及びその他の地域の拠点の運営に対するマネジメント権限を持っている拠点
- 地域事務所（RO：regional office）：香港外に親会社があり、親会社に代わって香港及びその他の地域の拠点の運営を調整する責任を持っている拠点
- 現地事務所（LO：local office）：香港外に親会社があり、香港でのビジネスのみを担当する拠点



2. 香港におけるグローバル・ミニマム課税制度の導入について

2024年12月27日、香港でのグローバル・ミニマム課税制度導入に係る法案が官報に掲載されました。この法案が香港立法会で可決されると、2025年1月1日以降に開始する事業年度より、香港に所在する法人に対して同課税制度が適用されることとなります。

同課税制度は経済協力開発機構（OECD）により提案された世界的な課税制度で、連結年間売上高が7億5,000万ユーロ以上の大規模多国籍企業グループ（MNEグループ）を対象に、そのグループの法人が所在する国や地域で実際に負担する税率が15%を下回る場合、その親会社に対して親会社所在地国にて最低税率15%と負担税率の差を乗せして課税する制度です。香港においても同制度が導入されることで、香港に所在するMNEグループの親会社に対して課税が行われます。加えて、同制度により香港に所在するMNEグループの子会社に対する課税権が、その親会社が所在する香港以外の国や地域に移転するのを防ぐために、それらの子会社等を対象として香港で優先的に課税を行う香港ミニマムトップアップ税（HKMTT）も導入される見込みです。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。